

第27回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 2 7 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 8 年 9 月 2 6 日 (月曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 4 番 吉田武司委員 5 番 山田春雄委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 - 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について

議案第 1 - 2 号 農地法第 4 条許可申請承認について

協議事項 ① 1 0 月の農業委員会総会の日程について

② 利用状況調査の実施について

③ 優良農業者表彰の対象者の推薦について

④ その他

日程第 5 諸報告 ① 会長専決

② その他

日程第 6 閉 会 午前 1 1 時 1 5 分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

欠席委員（1名）

7番 齋藤定男君

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、おはようございます。

本日ですが、齋藤委員が欠席ということで、連絡がありました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○柴崎会長 おはようございます。

ただいま市長と面会し、農業委員の定数の件について、正式に11名でお願いするということと言ってきました。12月の議会に提出されると思います。皆様のご協力によりまして、定数については、これで市長に一任したということになります。ありがとうございました。

それでは、第27回和光市農業委員会総会を開始いたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員ですが、4番、吉田武司委員、5番、山田春雄委員にお願いいたします。

○柴崎議長 議案に入ります前に、先日、和光市農業委員会から県のさいたま農林振興センターに、農地法4条と5条に関する判断基準についての確認を8月に出しまして、その回答をいただきましたので、それを事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（青木） それでは、資料の1から4というふうに右上に振ってある資料についてですけれども、農地法第4条及び第5条の許可申請の解釈について、さいたま農林振興センターの回答がありましたので、ご説明いたします。

まず、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

右上に資料番号が振ってありますが、資料1が「農地法第4条と5条に関する判断基準の確認及び要望について（回答）」、こちらが県からの回答文書になります。

資料2が「農地法第4条と5条に関する判断基準の確認及び要望について」、こちらが和光市農業委員会から県に提出した文書になります。

資料3が「農地転用後の多目的利用等を防ぐための貸施設にかかる農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可の審査上の留意点等について（通知）」で、こちらは、駐車場や資材

置場に転用する時の留意点が県から示されております。

次に、資料4ですが、農地法施行規則の第47条で、農地法第4条許可を審査する上で認められないことと除外されることが記載されております。

それでは、後ほど、県からの回答文書を朗読させていただきますが、その前に、これまでの解釈の経緯について、皆さんご存じかと思いますが、簡単に説明いたします。

農地法第4条と第5条の解釈につきましては、1年前までは、例えば農地法第4条に該当するような土地所有者の自己資金で駐車場を造成し、その後業者に一括貸しするような案件につきましては、他法令違反があった場合等に十分な指導ができないという観点から、農地法第5条で申請するように指導をしておりました。今後は、造成工事を行う者が貸主であるか借主であるかという観点、土地を貸すのか、駐車場を貸すのかという観点でどちらの申請になるか検討することとなりました。この4条と5条の解釈につきまして、県からの回答がありましたので、本日お配りしました資料を朗読させていただきます。

資料1の裏面になりますが、別紙①農地転用の許可申請者である事業計画者が農地法違反をしていなかった場合に、他法令違反があったとしてもそれだけでは不許可相当の判断にはならないという運用について、変える予定はありません。また、過去に農地転用の許可を受けた事業者がその場で他法令違反をしていて、特別の理由もないにもかかわらず、申請どおり転用事業を行っていないと判断される場合には、新たな農地転用事業計画についてもその確実性は極めて乏しいと判断し、許可することができないとする運用についても、変える予定はありません。

②農地転用は「農地を農地以外のものにする者が許可を受けなければならない」とされており、権利を設定し、また、移転する場合には、農地法第5条の許可申請が必要となります。

貸施設に係る申請の場合は、農地調整事務の手引き225ページにある平成26年7月31日付農政第293号「農地転用許可後の多目的利用等を防ぐための貸施設に係る農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の許可の審査上の留意点等について（通知）」に基づく審査を行っております。

和光市農業委員会におかれましても、同通知に留意して申請者への適正な指導と慎重な審査をお願いします。

③農地転用許可の審査は、「農地を農地以外にする者」の転用計画について審査を行っております。農地法第4条の貸施設で申請された場合、事業計画者の審査を行っており、借りる者の計画については農地法施行規則第47条各号についての審査となっております。

ただし、借りる者に農地法違反が確認された場合において、その違反内容や指導の状況によっては、貸施設の必要性が認められない場合も考えられます。

なお、許可後においても、農地法違反について継続した指導を行っていく必要があります。

また、貸施設の申請について、申請者の意向に沿った申請内容かどうかについて、本人に直接確認するなどの慎重な対応も必要になると考えます。

特に、建築物を伴わない貸駐車場、貸資材置場等については、工事完了やその利用の状況についても注意を払い、他の目的に使用されないように適切に対応することとなっております。

なお、書類の提出や審査の仕方は、4条の許可申請でも5条と同じものを提出していただき、審査したいと考えております。

以上が4条と5条に関する説明になります。

○柴崎議長 何かご質問等ありましたらお願いいたします。

石田委員。

○石田委員 ③の真中辺に、許可後においても農地法違反について継続した指導を行っていく必要がありますという文言がありますが、継続した指導というのは、具体的にはどのようなことなのでしょうか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） 工事完了検査をきちんと受けることは当然だとは思いますが、そういったことに関わらず、他の目的等に使用されていけば指導していくという内容かと認識しております。他法令違反とかあった場合も、継続して指導していくものと考えております。

○柴崎議長 加藤委員。

○加藤委員 工事完了後でも適切に使用されているか見ていくということは、要するに、農業委員会で継続的に指導できると解釈してよろしいのでしょうか。

○事務局（青木） 農地法からは手が離れているということもあるので、協力をお願いするというような指導にはなってしまうかもしれませんが、全く関係ないよということではないという形かとは思います。

○加藤委員 弱いけれども、指導できるという解釈ですか。

○事務局（青木） はい。

○柴崎議長 他に何かありますか。

吉田委員。

○吉田委員 ①の下から4行目のところの申請どおり転用事業を行っていないというところで、これというのは申請と違う、例えばプレハブを建てたり、何かそういうことをやったことに対して言っているんですか。

申請どおり転用事業を行っていないということで、申請のときにはトイレをつくらない、プレハブをつくらないということで確認をして、許可をして、その後にプレハブをつくったり何とかとなって、そういうのは申請どおりとはならないので、その後でも、結局、農業委員会としては雑種地に地目変更したり、完了届けを出されたら、手が離れてしまうということがあって、さっきもまた石田委員と加藤委員の質問があったけれども、その後の③についても何か矛盾しているというか、分かりづらいんですけども。

今までの農業委員会に五、六年携わらせてもらっていて、何かいつもそのところが引っかかっていて、ときには農業委員会はいもう言えないんですよと、だけれども、言えますよと、違反していたら、ときにはこれを許可できませんよ、だめですよとか、でも、県からは、そういうのは許可は認めないですよとか、受けるんですよという、そのときそのときにどんどん今まで説明が変わっているの、これを見てもちょっとうまく、僕も今見たばかりなので、把握していないんですけども、なかなか分かりづらいのかなと思うんですよ。

これをもう少しうまく分かり易くまとめていただくといいかなと思うんですけども、ただ、やっぱりそういうのをちゃんと和光市農業委員会としてつくっておかないと、後々続いていくのに、毎回毎回違う答弁をされると迷っちゃうので、何かもうちょっとうまくまとめていただければと思います。会長、どうでしょうか。

○柴崎議長 私もさっき申し上げたんですけども、要するに回答をもらったのが、9月21日で、今日が26日ですよ。その間休みに入り、とりあえず報告を、今日の議案と多少関係があるので、今日は報告するという形にさせていただいて、次回までに、和光市農業委員会として、指針のようなものを事務局に作成してもらおうということでいかがでしょうか。

○事務局（青木） それでは、次回までにこちらを分かり易くまとめて、方向性なんかを和光市農業委員会としての指針みたいなものをまとめてお示しするということがよろしいでしょうか。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 以前、手引を配っていただいたんですけども、なかなかこれを見てもわかりづらいので、この機会に分かり易くまとめていただいた方がいいと思います。1点だけ質問さ

せていただいていいですか。

農地法第5条申請で、土地を貸している人じゃなくて、使う人が資金を出して何かをつくる場合、造成後に農地を雑種地とかに地目を変えたいと思いますが、変えた場合に、でも第5条で申請した場合というのは、借りている人が借りなくなった場合には、もう一回農地に戻すという意味なのかなと思うんですけども、その辺というのはどういう解釈になるんですか。

○事務局（青木） 今の時点の認識ですと、一度5条で許可申請されれば、その場所は農地以外のものになるというような解釈になるので、それで畑からもう農地以外になっているということであるので、借りる方が変わったとしても、改めて申請することはないのかなということはあるんですけども、宅地からまた畑に戻すということであれば、開墾届が必要になるのかなという認識ではおります。

○吉田委員 では、分かり易く言えば、4条は、貸した人が整備をする、5条は借りる人が整備の資金を出すという、ただ単純にその違いだけということですか。

○事務局（青木） そうですね。地権者が土地をそのまま貸すのか、駐車場として貸すのかというところで、駐車場として貸すという場合は、5条で申請してくださいというような内容になるかと思います。吉田委員がおっしゃった、資金の出所も一つの判断材料になるかと思います。

○吉田委員 よく分かりました。ということは、そこを明確にしてもらえば、この文章をもう少し分かりやすくなるのかなというふうに思います。

○柴崎議長 さっき吉田委員が持っていた手引を見ると、5条というのは、ちょっと前から思っていた認識なんですけれども、要するに所有権だけであって、賃借権とか何とかは全部4条扱いになるんじゃないんですか。手引によると5条は所有権になると記載されているように思いますが。

○事務局（青木） 賃借権でも、権利を設定するというのであれば、5条という申請になります。

農地法の第5条については、「権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない」という形で記載されております。

○柴崎議長 その権利が所有権だけじゃなくて、賃借権も含まれるということですか。

○事務局（青木） 移転のほうが所有権で、設定するという場合は賃借権や使用貸借権が該当しますので、含まれているという考え方になります。

○柴崎議長 分かりました。

他にご意見等あったらお願いします。

よろしいですか。これちょっと今資料をもらって、ぱっと見て、理解することは無理だと思うので、次回、また読んでから質問等あったら、事務局をお願いします。

○事務局（渡辺） 先程資料の作成を次回までにと申し上げたんですけれども、作り上げた後に県の確認を得るような作業もしたいかなと思っておりますので、次回以降ということでご了承いただければ幸いです。申し訳ございません。

○柴崎議長 では、そういうことでお願いします。

◎提出議案

議案第1－1号 農地法第4条の許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に入りたいと思います。

議案第1－1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、議案第1－1号 農地法第4条の許可申請承認について補足説明をさせていただきたいと思います。

こちらの案件は、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま銀行の融資を受けて駐車場を造成し、業者へ一括貸しする内容で、農地法第4条の許可申請になります。

それでは、本案件の申請に至る経緯でございますが、本申請地は、土地所有者のAさんが農業を営んでおりましたが、高齢になり、耕作がきつくなっております。かかりつけの医師からも農作業を控えるようにと言われております。このような折に、戸田市で主に一般貨物運送業を営むB有限会社が現在、戸田市内で借入れている駐車場の返還を求められていて、代替地を探しているということを聞き及びました。そこで、申請者が銀行からの融資を受けて駐車場を造成し、その後、B有限会社に一括貸しするという内容で折り合いがつきましたので、申請に至ったという内容になります。

転用の概要を説明いたします。

土地利用計画図をご覧ください。

申請地は西側を開口部とし、出入り口付近から場内7メートルまでは厚さ27センチの掘削

後、厚さ15センチの砕石を敷き、その上に12センチの厚さでコンクリート舗装します。出入口は10メートル設け、ゲートを設置します。周囲は、出入口部分を除き重量ブロック3段積みの上に高さ1.1メートルのネットフェンスを設置し、ブロックの敷地側に軽量鋼板を2メートル及び3メートルで設置します。四方の境界をそのまま囲みます。場内は掘削せずに、15センチの厚さで砂利を敷均して仕上げます。

それでは、農地法第4条の許可の審査基準について、順番に説明いたします。

まず、申請目的実現の確実性についてでございますが、今回何か建物を建てるということがないので、都市計画法や建築基準法などの他法令との調整は必要ございません。また、計画に係る資金調達については、工事見積書とその額を上回る残高証明書を提出いただいておりますので、問題ありません。融資証明書と添付書類に書いてあるんですが、こちらは残高証明書に変更になっておりますので、訂正をお願いします。

2つ目が計画面積の妥当性になります。こちらは、農地の保護と確保のため、転用面積が必要最小限かどうかということですが、土地利用計画図に示された配置で問題ないと思われまますので、妥当な面積と判断できます。

続いて、周辺農地生産条件への影響ですが、周囲には軽量ブロック3段積みの上にネットフェンスを設置した内側に、高さ2メートルから3メートルの軽量鋼板を設置するので、排気ガス等の影響は少ない見込みとなります。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、こちらは転用により土砂の流出や堆積、崩壊、日照、通風などの耕作に影響を与えない措置があるかということなんですが、敷地境界にはブロックを積む計画であり、誓約書において計画どおりの利用を確約しておりますので、問題ないと思われまます。

続きまして、隣地の農地所有者の同意ですが、南側に隣接するCさんに何ら異議なく同意がされております。また、坂下土地改良区環境保全組合からも、特に条件等なく、同意がされております。

また、現在、Bが戸田市の市街化区域で使用中の駐車場にプレハブと簡易トイレが設置されておりますが、和光市には設置しないということで、こちらは確約書を提出していただいております。

最後に、農地の区分になりますが、施行規則第43条第2号「インターチェンジの出入口から300メートル以内」に該当し、転用可能な第3種農地と判断可能です。

以上が許可基準についてでございます。

補足説明は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

何か。吉田委員。

○吉田委員 差換えた方を見るんですか。

○事務局（青木） すみません、土地利用計画図のほうも照明が4カ所、角につきまして、こちらを今日お配りしたものと差換えていただきたいと思います。

○柴崎議長 参考人を呼んでおりますが、入っていただいてよろしいですか。

では、参考人をお願いします。

（参考人入室）

○柴崎議長 ご紹介いたします。議案第1－1号の参考人といたしまして、Dさんにおいでいただきました。Dさん、本日はどうもご苦労さまです。

本委員会では、提出された議案の説明と委員の皆さんからの質問に答えていただきますようお願いいたします。

それでは、まず、説明のほうをお願いいたします。

Dさん。

○参考人（D） 今日申請させていただきました、借りていただく方はBさんと申しまして、今現在、戸田のほうで駐車場を借りております。それが来年1月31日に出てくださいということで、契約が終了するそうなんです。それで、私のほうで5月ごろから頼まれていたんですが、なかなか案件が見つかりませんでした。

たまたま8月過ぎてから、たまたまAさんがお持ちになっている畑に草が生えているので、どうしたんだろうと思って、Aさんのところにお邪魔させていただいたら、今まで貸していた方がもう借りないということで返されちゃったんだと、非常にうちも困っていると、もう農機具も余りないらしくて、これから80過ぎた私が農家をやれと言ってもちょっともう非常に難しいので、誰か借りる人がいれば貸してもいいですよという話があったので、息子さんのほうにまた確認とらせてくださいということで、確認とらせていただいたところ、自分もやらないので、仕事があるからできないので、いいですよと、お客さんがもし借りる人がいるんだったらお貸ししますと、ぜひ使ってくださいということで、今回、この案件を出させていただいた理由でございます。

以上です。

○柴崎議長 それでは、質問に移りたいと思います。

質問のある方お願いいたします。どなたか。よろしいですか。

加藤委員。

○加藤委員 今回、大型貨物なんですけど、この大型貨物は荷物を積んで駐車場に入るといことは、一応道路のところに水路がありますから、大型で荷物を満載してこの道路を行き来すると、水路の耐用性がどうなのかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人(D) 道路側の水路ということでしょうか。ここは、U字溝がないんです。舗装そのままなんです。水路は後ろ側にあるんですね。

○加藤委員 道路の下に水路がありますね。

○参考人(D) 現状はないんですよ。

○柴崎議長 このところ、この間見たけれども、舗装しちゃったんですね。

○参考人(D) 現地をご覧になっていただくとわかるんですが。

○柴崎議長 こっちはちょっと分からないんですけども、舗装してきれいになっちゃっているんですよ。砂利道だと思ったら。

ほかに質問ある方。

石田委員。

○石田委員 防犯灯がつく予定みたいなんですけど、周りの畑のほうに照明が当たらないような対策とかはしているんでしょうか。

○参考人(D) その辺は十分に、周りの近隣にご迷惑かけないように、ご挨拶していただいたり、道路のほう、新しくなりましたので、ご迷惑かけないようにこちらからも十分指導させてもらいます。

○石田委員 よろしくをお願いします。

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

私から1点、事務局から聞いたんですが、この土地は以前、利用権設定で畑で貸したいという希望があったということをお聞きして聞いていたんですが、その辺はどうだったんですか。

○参考人(D) それは取下げると、和光市の農業委員会のほうに電話を入れて取り下げますということで、そういうお言葉をちょうだいしております。

○柴崎議長 そうですか。Dさんが強引にやらせたとか、そういうことはないんですか。

○参考人(D) もう道路よりも、先ほど申し上げたように、七、八十センチ低いんです。それで周りよりも低いので、水がたまっちゃって野菜がつかれないし、多分お願いしても借り

手もないだろうということで、息子さんのほうから、ぜひ自分は貸したいということのお言葉をちょうだいしました。

○柴崎議長 わかりました。

他に質問はよろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、どうもご苦労さまでした。

○参考人(D) ありがとうございます。

(参考人退室)

○柴崎議長 ご意見、ご質問ある方、お願いいたします。

山田委員、ちょっと1点、隣地同意の件ですが、書類を持っていきましたか。名前も何も書いてないような、白紙で持って来てないでしょうか。大丈夫ですか。

○山田委員 はい。大丈夫です。

○柴崎議長 それでは、他によろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当ということで、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第1－2号 農地法第4条の許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、次に移ります。

議案第1－2号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第1－2号 農地法第4条の許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

本案件の農地法第4条の許可申請も、先ほどと同様、申請人の自己資金により駐車場を造成後、業者に一括貸しするという内容になります。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、申請人のEさんは、両親が高齢で耕作が困難であり、農業経営規模の縮小を考えておりました。そんな折、戸田市で主に自動車整備工場を営む有限会社Fが戸田市内に5カ所を借りている駐車場のうち数カ所が返還を求められていて、その他の借りている駐車場の貸主も高齢なので、いつ返還を求められてもおかしくないので、まとめて1カ所で借りられる場所を探しているということを申請者が聞き及びました。そこで、申請者の自己資金で駐車場を造成後、Fに一括貸しするという内容で合意に至り、申請いたしました。

ここで、有限会社Fについて過去の経緯をご説明いたします。

覚えている委員さんもいらっしゃるかもしれませんが、平成27年2月の第8回総会の議案第2-1号で、貸人がGさん、借人がHという水道道路沿いの案件がありました。このときはHが他法令違反をしているということで、反対多数で継続審議となり、取下げとなりました。翌月、同じ場所で、今回借受けるFさんが農地法第5条許可申請を提出し、許可を受けたということがありました。今回も最初にHが借り受けたいという相談が別の不動産会社からあり、関係性が疑われるところかもしれません。この相談の件は、今回の代理人のIさんは存じていなかったということでございます。Hは、建設機械のレンタル業等を営んでおり、所有するトラック等の整備を車検や故障車の修理などを今回の申請者のFに依頼しているということで、Fからすると、Hは顧客という立場になるとのことです。

もう一点、前回、Fが許可を受けた際に、立退きを要求されて代替地として和光市に借り入れた経緯があります。その立退き要求された駐車場は、貸主が幾つか駐車場等を経営していて、他の場所を売却したので、その場所は立退かなくて済んだということになりまして、現在も継続して使用しております。ただ、その貸主も高齢であり、次回の売却はこの場所になるかもしれないということは言われているとのこと。このようなこともあり、今回一括して全部返還するということになりました。しかし、このような経緯があるので、本当に返還されるのかどうか疑念が生じるところでございます。

さらに、仮に許可がされたとして、Fは戸田市内の駐車場を継続して使用し、Hに又貸しするのではないかというような憶測も事務局としては生じてしまうところでございます。こうした疑念もありまして、今回、戸田市と和光市で使用する全ての駐車場の契約書の写しは提出していただいております。

それでは、長くなりましたが、今回の転用の概要について説明いたします。

議案書の土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、南側を開口部とし、傾斜をつけず幅12メートル、奥行き2メートルについて碎石を15センチ敷いた後、12センチのコンクリート舗装を行い、高さ1.8メートルのアーコーディオン門扉を設置します。その他の部分については、碎石を15センチの厚さで敷き、転圧します。

周囲の境界については、北側及び西側並びに開口部以外の南側は、ブロック3段積みの上に高さ1.8メートルのメッシュフェンスを設置します。東側水路境界はブロックを4段積みの上に、高さ1.8メートルのメッシュフェンスを設置します。水道照明施設の設置予定はなく、道路境界及び水路境界については、道路安全課との協議により、出入り口の部分はグレーチングを施工することとなりました。

Fですが、こちらは自動車整備業ということで、車両台数や置き方は流動的な部分がありますが、2トンから4トントラック15台、2トンから4トンダンプ17台、普通自動車44台、軽自動車35台の合計111台を駐車する計画です。

続いて、農地転用の許可基準について説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性ですが、こちらは建物を設置する予定はなく、他法令との調整は不要であります。

計画に係る資金の調達については、工事見積書、資金調達計画書、残高証明書について確認しており、問題ありません。

次に、計画面積の妥当性ですが、図面のような使用方法、駐車の方法で、妥当な面積と考えております。

周辺農地生産条件への影響ですが、隣接する農地は北側になりますが、ブロックの上にメッシュフェンスを設置するという施工で、砂利等の飛散を防ぎ、車の置き方によりまして、排気ガス等の周辺の営農には影響は少ない見通しと考えております。

用排水や公衆衛生等の影響ですが、トイレ、水道は設置しない予定であり、こちらも影響は少ない見通しです。

次に、隣地農地所有者についてですが、転用計画について内容を説明の上、何ら異議なく、土地所有者のJさん、Kさんの同意を得ております。

また、坂下土地改良区環境保全組合の同意も同様に得ております。

次に、農地区分についてですが、農地法施行規則第46条、「宅地化が見込まれる区域で、市街地から500メートル以内にある農地であり、面積がおおむね10ヘクタール未満」という状況でありまして、転用が可能な第2種農地と判断することが可能です。

説明は以上となります。申請に至る経緯と参考人にも聞いていただき、過去の経緯も踏まえまして慎重なご審議をよろしく願いいたします。

○柴崎議長 この議案も参考人を呼んでおりますが、その前に、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

石田委員。

○石田委員 右上のところ、戸田市で現在借りている駐車場を一部返還するための代替地ということなんですが、戸田市で借りているところで、この111台分とめていたところの一部を、111台とめられる部分を返還をするということで、この面積が必要ということなんでしょうか。

○事務局（青木） 戸田市のほうは、おおむね全部合わせてこのぐらいの駐車場をとめているということですので、今回111台ぐらいの駐車場を、これぐらいの大きさの面積の駐車場を考えているということでした。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（高橋） 今、戸田市で借りている面積というのは、合計で2,200平米程になります。今、石田代理から返してくれというふうに言われているところで110台分ぐらいあるんですかというご質問があったと思うんですけども、実際に返してくれと言われているのは、2,200平米のうちの一部を返してくれというふうに言われているという話を聞いておりました、それ以外に使っているところもあるんですけども、そちらも土地の所有者が高齢になってきていて、いつ返してくれというふうに言われるかわからないし、1カ所にまとまっていたほうが利便性がいいので、全体を合わせて今2,200平米ぐらいあるから、その分でここを一括で借りたいというようなお話になっているかと思います。

○柴崎議長 まとめたいということですね。

○石田委員 もう一点、いいですか。

戸田市で自動車整備工場を営むということなんですが、ここに置いて、整備は戸田市へ持って行ってやるということなんでしょうか。

○事務局（青木） そのとおりで、こちらは修理する車、車検する車等を置いておくだけで、戸田市に3カ所ほど整備工場があるので、そちらに持って行って整備するとのこと。

○石田委員 110台和光にストックするのは、随分効率が悪そうだけれども、わかりました。

○柴崎議長 他にありますか。

吉田委員。

○吉田委員 Gさんのところのときもちょっといろいろ問題があったと思うんですけども、ちゃんと使われているんでしょうか。

○事務局（青木） 現場を確認したんですけども、今現在、プレハブとかトイレ等は設置されておりませんで、純粹に車だけ、Hの車もとまっておりますが、それも整備する車両ということで、そちらがストックされております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 Hさんのところとちゃんと隔てて、別個に使用しているということ、一緒にはしていないということですか。

○事務局（青木） はい、そうですね。ちゃんと鋼板が間にありまして、一体としては使用していないです。

○吉田委員 わかりました。

○柴崎議長 では、参考人に入っていてよろしいですか。

（参考人入室）

○柴崎議長 では、ご紹介いたします。

議案第1－2号に関しまして、参考人といたしまして、申請者のEさん、代理人といたしまして、行政書士、有限会社Iさん、それからLさんに来ていただきました。

本日はどうもご苦労さまです。

和光市農業委員会は、提出された議案につきまして、参考人に来ていただきまして、参考人の方に説明と委員の皆さんからの質問に答えていただくようになっております。ご協力のほどよろしく願いいたします。

それから、発言は指名してからするようにお願いいたします。

それではまず、説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

Iさん。

○参考人（I） 代理人である私のほうから説明いたします。

申請の件なんですけど、今回、所有者でありますE様から、それぞれの土地の農地転用許可の申請の依頼を受けたものであります。

Eさんにつきましては、理由書のとおり、このたび農業経営規模の縮小を考えておられて、ちょうどそのときに、L様のほうから駐車場を大きく借りたいという会社がありまして、そのお話をEさんにしましたところ、合意になったということで、今回の申請に至った理由

でございます。

○柴崎議長 それでは、質問に移りたいと思います。

質問ある方、お願いいたします。

石田委員。

○石田委員 戸田市で自動車整備工場を営むということなんですが、整備待ちの車がここに110台ほど止まるんでしょうか。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） 整備及びリース業を営んでおりまして、台数については、多少その時期によって増減があるんですが、大体110台ぐらいをこちらの申請地に駐車場として利用しようという計画でございます。

○柴崎議長 リースもやっていたらいいんですか。

○参考人（I） リース業もやっております。

○柴崎議長 この議案書では、車検と整備、そっちで借りるということが書いてあって、リースということはちょっと書いていなかったの、随分多く使うんだなと思ったのですけれども。

○参考人（I） リース業及び車検整備を行っております。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

畑中委員。

○畑中委員 この案件なんですけれども、かなり広い面積を使いまして、100台からの車両等を置くような現状なんですけれども、これに対して防犯上に何か特別な電気等、もしくは防犯に対する何か特別なことをする予定はあるでしょうか。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） 防犯対策ということですが、そこまで細かくは対策してないですが、一応外構を設置しまして、出入り口には施錠をしますので、不審者等の出入りはできないような方策をとりたいと考えております。

○柴崎議長 よろしいですか。

畑中委員。

○畑中委員 この辺は農家が一生懸命やっている方がいらっしゃいますので、防犯等の明るさ、それをもし防犯等気をつけていただくようなことをお願いするかどうかと思うんですけれども、どうしても土地柄、防犯の車のリースということも述べられていましたので、そうなった場合

にどうしても安全上防犯灯をつけるときは、やはり近所の農家さんとの協議をしていただくと、農業委員会としても助かるということでお伝えしたいと思うんです。

○柴崎議長 今のところ防犯灯をつける計画はないのでしょうか。

Iさん。

○参考人（I） 特に今のところは防犯灯については協議しておりませんが、近隣の方とか農業委員会さんからのご要望があるようでしたら、検討いたします。

○柴崎議長 お願いします。

他に質問ある方。

加藤委員。

○加藤委員 先ほどリースということが出たんですが、リースと整備待ちの車の比率というのはどのように。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） 申しましたとおり、ちょっと時期的とか、そのときによって増減するものですから、トータルのなもので110台ということになっております。

○加藤委員 やっぱりリースが多いと、リースで申請していただかないといけないと思うんです。あくまでも整備待ちの車ということで申請をいただいていますので。

○柴崎議長 Iさん。

○参考人（I） 大半が整備、車検待ちの車なんですが、ときによって。

○柴崎議長 Lさん。

○参考人（L） リースというのではなく、主に代車として、そういう車がかなりあるんですよ。大きな会社では、月に100台から150台ぐらい車検があるそうですから、そのときに代車としてリースするということです。リース業というのは、レンタカーの営業ということではないんですよ。

○柴崎議長 車検の代車ということなんですか。

○参考人（L） そうですね。そういうあれじゃないです。ちょっとそのあたり、誤解がありましたけれども、すみません。

○柴崎議長 車検でもそんなに一度に行うのですか。ちょっとわからないけれども、まとまって10台とか20台とか。

○参考人（L） もう何か大変らしいですね。ちょっと大きな会社だと約100台から150台と、ちょっとうちのほうも調べたんですけれども。

○柴崎議長 一度に発注されるのですか。

○参考人（L） 1カ月でそのぐらいある会社もあるそうですね。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

よろしいですか。前回の申請の、去年2月の申請で、土地を返さなくちゃならないから、前回転用したとありましたけれども、何か事務局で調べたら、返していないというようなことだったんですけども、その辺のいきさつをご説明いただいてもよろしいですか。

Iさん。

○参考人（I） それについては、理由書として再度提出させていただきましたが、当時、返還の要望があったんですが、貸主のほうの事情で、返還を求めなくてもよいことになってしまったので、再度、継続して貸すということで、延長になってしまったものです。

○柴崎議長 キャンセルになったという、そういうような認識でよろしいんですね。

それでは、今回は返還があるわけなんですか。

○参考人（L） そうですね。

○柴崎議長 それは確実ですか。わかりました。

ほかに質問ある方。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、質問がないようなので、本日はどうもご苦労さまでした。

（参考人退室）

○柴崎議長 それでは、ご意見、ご質問等あったらお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、この議案につきまして許可相当ということで、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①10月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

①10月の農業委員会総会の日程について。

事務局。

○事務局（青木） 10月の農業委員会総会の日程についてですが、10月26日水曜日の午前か午後、もしくは、27日の午後会場は第二委員会室をとっております。

ご協議をよろしくお願いたします。

○柴崎議長 10月26日の午前か午後か、27日の午後なんですが、どちらか都合の悪い方。

加山さん。26日は都合が悪いですか。

では、27日午後2時から第二委員会室ということでお願いします。

②利用状況調査の実施について

○柴崎議長 ②利用状況調査の実施について。

お願いします。

○事務局（青木） それでは、協議事項②の利用状況調査の実施について説明いたします。

6月に1回目の利用状況調査を実施いたしましたが、10月に2回目の利用状況調査の実施を予定しております。6月の調査において改善指導の対象となった農地、また、判断を保留とした農地を重点的に調査したいと考えております。

日程につきましては、10月6日木曜日の午前、午後、もしくは7日金曜日の午後で実施できればと考えております。

実施体制は6月と同様に、新倉、白子、南地区を柴崎会長、加山委員、山田委員、萩原委員、富澤委員に、下新倉、調整地区を石田代理、畑中委員、加藤委員、吉田委員、田中委員にそれぞれお願いしたいと考えております。なお、7日につきましては、会長のご都合が悪いとのことですので、新倉、白子、南地区につきましては6日に実施できればと思います。

利用状況調査実施の日時についてご協議いただけたらと思います。

以上です。

○柴崎議長 新倉、白子、南エリアが一応10月6日でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

加山委員、どうですか。あと、萩原委員、山田委員も大丈夫ですか。午前、午後どっちがいいでしょうか。では、下新倉、調整区域は、どうでしょうか。7日でもいいですか。では、下新倉、調整区域は7日午後ということでお願いします。

（発言する者あり）

○柴崎議長 では、白子、新倉地区担当の農業委員は10月6日午前9時半、市役所集合で、新倉、調整区域担当の農業委員が10月6日午後1時半、アグリパーク集合となります。よろしくお願いいたします。

③優良農業者表彰の対象者の推薦について

○柴崎議長 それでは、③の優良農業者表彰の対象者の推薦について、事務局、説明お願いいたします。

○事務局（高橋） 協議事項3の優良農業者表彰の対象者の推薦について説明いたします。

こちらでも毎年行われているものになりますが、和光市の農業の振興、発展を図ることを目的として、市民まつりにおいて農業委員会が農業者の方に対して行う表彰となります。表彰は優良農業経営者、優良農業後継者、優良農業配偶者の3部門で、各2名ずつ、合計6名となります。

お手元に各部門の表彰の要綱を配付させていただいておりますが、表彰の要件としまして、優良農業経営者は、11月1日現在の年齢が70歳以上で、今後も農業従事が可能であり、農業技術や人格において優れている方、優良農業後継者は、農業に通算3年以上従事されており、優れた農業技術をお持ちの方、優良農業配偶者は、農業に通算3年以上従事されており、現在、年間150日以上農業に従事されている方となっております。

毎年、委員の皆様から各部門の表彰者をご推薦いただいておりますので、今年も各地区から積極的な表彰者のご推薦をお願いいたします。

方法につきましては、ご自分の選出母体の各集落の中で表彰に相応しいと思われる方がいらっしゃいましたら、まず事務局にご連絡ください。毎回ご注意をお願いしておりますが、事務局への連絡時点では、まだご本人にお話をしないようお願いいたします。先程申上げた要件に該当しない場合や人数の問題で、今年表彰できない場合があるためです。

思い当る方がおられましたら、まず事務局にご連絡いただき、要件に該当するかどうかを確認して、該当しない場合は、その旨ご推薦いただいた委員の方へすぐご連絡いたします。要件に該当していても人数が超過している場合は、次回総会で絞込みをしなければいけないため、その段階で漏れてしまう可能性もございます。ご本人には10月の総会において最終決定した段階でお話をさせていただければと思います。

次回総会での最終決定の話になりますが、絞込みをする際には、年齢やある程度地域的な偏りが生じないように、バランスを考慮することも必要かと思っておりますので、そういった点も

ご理解いただければと思います。

ご推薦をいただく期間につきましては、10月7日金曜日までとさせていただきますので、恐入りますが、それまでにご連絡くださいますようお願いいたします。

お手元の資料に昭和60年以降の表彰者一覧がございますので、ご検討の際に参考にさせていただければと思います。

なお、昨年は委員の皆様からご推薦いただいた方全てを表彰させていただきましたので、表彰から漏れてしまった方はいらっしゃいませんでした。

また、当日表彰を受けられる方に贈呈する記念品についてですが、1人当たり5,000円の予算で何かいい案がございましたら、ご提案いただければと思います。皆様からご意見がない場合には、事務局にて考えさせていただきますが、現在、カタログギフトを検討中です。

説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。優良農業者表彰の対象者の推薦についてですが、皆様、よろしく願いいたします。

今年は全部新しい人を推薦するという形になると思いますので、どんどん出していただければと思います。

それから、記念品なんですけど、何かございますでしょうか。事務局一任でよろしいですか。ではそれをお願いいたします。

10月7日までに推薦をよろしく願いいたします。

④その他

○柴崎議長 それでは、次、その他。事務局お願いします。

○事務局（高橋） 4のその他はございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、1番、会長専決。

お願いします。

○事務局（高橋） 諸報告1の会長専決ですが、今月の会長専決は、4条の届出が6件、5条の届出が11件となっております。ただいま写真をお回ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

(写真回覧)

○柴崎議長 会長専決につきまして写真が回りましたが、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、会長専決は以上といたします。

②その他

○柴崎議長 それでは、諸報告2番、その他、事務局、お願いします。

○事務局(高橋) 諸報告2のその他ですが、9月6日に市民まつり模擬店参加団体説明会がございましたので、説明をさせていただきます。

まず、今年の市民まつりの開催日は、11月12日土曜日と13日日曜日の2日間の開催となります。農業委員会が「じゃがべえ」を出店するのは13日の日曜日になります。なお、12日土曜日は午前中から農作物共進会の運営にご協力をいただく形になりますので、両日ともご予定をあけておいてくださいますようお願いいたします。

「じゃがべえ」についてはもうご説明は要らないかと思いますが、昨年は1,000本ほど用意し、1本100円で販売しました。売り上げが9万5,000円ほどでしたので、およそ950本弱販売しましたが、販売終了時刻の午後3時を過ぎても売れ残ってしまい、販売を続けてしまっていました。天候等も考慮の上、今年は午後3時前には全て売り切れるような本数でご検討いただけたらと思います。

「じゃがべえ」の出店場所ですが、昨年はかなり場所が悪かったのですが、一昨年とほぼ同じ保健センターの前あたりの場所になりました。再度、来月の総会で詳細な場所をお伝えいたします。

使用できるスペースは、例年同様テント1区画分で、備品として机5台、椅子5脚がございます。基本的には、昨年同様に、カウンター、仕込み場、串揚げ置き場等配置していただく形になるかと思いますが、昨年よりは動きやすくなると思いますが、全体的に手狭ですので、工夫して配置していただけたらと思います。

資材の搬入時間は、午前8時半から午前9時半まで、午前10時から販売開始、午後3時販売終了、午後3時15分から4時15分までに撤収となります。資材の搬入につきましては、官舎側の駐車場から入っていただき、521号線側の駐車場に出たら左折して保健センターの前

まで運んでいただく形になります。

調理で火を使うため、消化器の設置が義務づけられておりますが、今年も柴崎会長がご用意くださるとのことですので、よろしく願いいたします。

また、こちらも毎年のことですが、「じゃがべえ」は調理を行いますので、出店に伴い、検便の提出がございます。例年、共進会実行委員になられている委員3名をお願いしておりますが、市民まつり実行委員の石田会長代理とライオンズの出店の手伝いをされる田中委員につきましては、「じゃがべえ」の手伝いができないかと思われまますので、今年は共進会実行委員の萩原委員のほか、2名にお願いできればと考えております。

検便の容器につきましては、総会終了後にお渡しさせていただきます。なお、検便の提出につきましては、10月8日火曜日の午前9時から午後4時の間をお願いいたします。予備日として、翌5日水曜日にも提出していただけますが、できるだけ4日にご提出いただけますようお願いいたします。

続いて、「じゃがべえ」の資材の買い出しについてです。パン粉や調味料などの食品的な材料のほか、油や串、袋などの各種資材が必要になります。来月の総会で必要な資材の種類とその在庫数と不足数を報告したいと思いますので、委員の皆様でご協議いただき、10月下旬から11月上旬ごろに買い出しに行っていただければと思います。そのほか特に事前準備はないのですが、先ほども申し上げましたが、「じゃがべえ」の前日の11月12日土曜日の午前中は、皆様、サンアゼリア小ホールで開催する農作物共進会の運営に協力いただきまして、午後から会長宅で「じゃがべえ」の仕込みをしていただくことになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。当日の流れの詳細につきましては、また来月の総会でご説明させていただきます。

最後に、お手元に市民まつりのポスターをお配りしましたので、ご自宅の前に掲示をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

説明は以上です。

○柴崎議長 「じゃがべえ」なんですが、また皆様のご協力によりまして、お願いいたします。

注意はいつ受けたんですか。

○事務局（高橋） 直接注意を受けたわけではないんですけれども、説明会の際に午後3時以降は行わないようにということで説明を受けましたので、それを守るようにしたほうがいいかと思っております。

○柴崎議長 直接受けたわけじゃないんだ。

○事務局（高橋） そうですね。

○柴崎議長 わかりました。

あと、検便なんですけど、3名、萩原委員、お願いします。検便は10月4日か5日なんですけれども、では、1人は私がやります。あともう一人どなたかお願いします。

○事務局（高橋） 事務局ないし市民活動推進課に、どちらでも結構ですが、提出は4日になります。

○柴崎議長 では、吉田委員。お願いします。

では、検便は萩原委員と吉田委員と私でやります。

それから、あと買出しなんですけど、買出しはいつも11月に入ってやっていますので、来月の総会の後に日程を決めたいと思いますので、それでお願いいたします。

それでは、「じゃがべえ」についてはまた盛大に行いたいと思いますので、協力のほどよろしくお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 最近、ガス爆発が多くて、ガスボンベがなかなか手に入らないんですが、大丈夫ですか。

○事務局（青木） 大丈夫だと思いますが、早めに手配しておきます。

○柴崎議長 それでは、ガスボンベの手配をよろしくお願いします。

それでは、次お願いします。

○事務局（渡辺） それでは、諸報告②、その他の2点目となります。

お手元にお配りさせていただきました一般質問の発言通告書をご覧ください。

先の平成28年9月の定例市議会におきまして、一般質問で農業振興関連の質問がありました内容について、報告をさせていただきます。

今回の一般質問では、2名の市議会議員から質問いたしました。

お一人目が発言順位2番の金井伸夫議員、お二人目が8番の齊藤秀雄議員になります。

まず、金井議員の質問内容をご報告いたします。

発言通告書の裏のページになります。発言事項5、農業政策、都市農業支援事業補助金交付における資機材仕入れ価格についてのご質問をいただいております。

こちらの質問の概要につきましては、今年6月の一般質問に継続しての質問内容となります。日本の農業の生産コストが割高となる要因として、農業者に対する農具、肥料等の資材

の販売が農協経由で取引されており、競争原理が働いていないとの質問が6月にございまして、これに継続したものになります。

現在、市が農業者に交付する都市農業支援事業補助金につきまして、資機材の購入に係る市場価格のチェック、これがされていないことから、市場価格よりも高額な価格になることが考えられる。補助金交付申請に係り、市場価格を市が確認することを補助金支給の条件に加えるべきであるとの質問の内容になります。

これに対しまして、市民環境部長から行った答弁の概要といたしましては、当該補助金につきましては、事業内容が交付要綱の規定に則しているかを審査し、交付の可否を決定しています。補助率は2分の1としておりまして、補助対象項目ごとに上限を設定していることから、農業者の方が事業費に係る相応の額を自己負担していることから、価格の経済性についても検討がされ、事業が執行われているものと考えている。このため、交付要綱に市場価格の確認を条件に加えることは予定しておりませんが、引き続き、交付手続に対しましてはその内容を精査し、適正に執行するように努めますとの答弁を行っております。

こちらの答弁に対する再質問はございませんでした。

続きまして、お二人目、齊藤秀雄議員の質問内容をご報告いたします。

2枚目の齊藤議員の一般質問発言通告書をご覧ください。

発言順位1、道路行政、都市農業に及ぼす影響への現状把握の質問をいただいております。

こちらの質問の概要といたしましては、新倉8丁目、下新倉6丁目の市内の北側にあります調整区域内における道水路の整備に関する道路行政への質問に合わせまして、こちらに係り、農業に与える影響について現状をどのように把握し、今後どのような都市農業の推進に取り組んでいくかの質問となっております。

これに対しまして、市民環境部長から答弁を行った概要としましては、市北部の調整区域においても農地転用が進み、未舗装道路への大型車両の通行増加により、農業者の通作の支障や粉じんによる農作物の影響が発生しているなど、良好な状況ではないと認識しています。市としましては、これまでも農地保全、農業振興の観点から、農業者への経営支援、農地景観形成、観光農園の支援、農業体験機会の提供、市民農園運営などに取り組んでおります。今後におきましても、農地が保全され、農業が魅力的でやりがいがある職業となるよう、施策の展開に取り組んでまいりますとの答弁をしております。

これに対しまして、再質問としまして、市長への質問がされました。内容としましては、都市農業の推進に関して、これまでに充当してきた取組ですとか、今後の考え方ということ

ろを聞かれております。市長からは、都市農業振興に係りまして、農業者の方が生産者農作物の出口といたしますか、販路の拡大につきまして、これまでも取り組んでいる木曜市ですとか軽トラ市をさらに推進することで農業者の支援を行うことで、農業振興を図りたいという答弁を行っております。

報告は以上となります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

事務局、以上ですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、ほかに委員の皆さんから何かご意見あったらお願いします。よろしいでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 あと、農業者の方から、未舗装道路と水路に関して陳情がありましたので、採択されたかと思うんですけれども、そういう内容も、資料として配っていただいたほうがいいのかなと思うんですけれども。

○柴崎議長 お願いします。

○事務局(渡辺) ありがとうございます。ちょっと今回の陳情内容等、資料として用意できておらない状況です。次回総会のときに改めて配付させていただきたいと思います。

今、吉田委員からご指摘ありましたとおり、今回、今の質問に関連する未舗装道路の整備に関する陳情が出ております。こちらの内容につきましても、次回会議のときにお配りさせていただきたいと思います。

○柴崎議長 概要の説明とかはいいですか。

では、次回お願いします。

他に何かあったらお願いします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎閉会

○柴崎議長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

これで第27回和光市農業委員総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時15分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年11月21日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 吉田 武司

署名委員 山田 春雄